

令和3(2021)年度LINEを活用した栃木県出身若年層向け情報発信業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和3(2021)年度LINEを活用した栃木県出身若年層向け情報発信業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

県内市・町や民間企業等と連携し、東京圏在住の本県出身若年層を対象にUターン支援や地域情報等の配信を行うLINEを活用した情報プラットフォームを形成し、長期的な視点から出身者のUターン促進を図ることを目的とする。

2 委託期間

令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで

3 使用するLINE公式アカウント

アカウント名: Jimoto TOCHIGI

ステータス: 認証済み

アカウントID: jimotochi

友だち登録者: 1,800名（令和3(2021)年3月4日現在）

4 業務の内容

乙は、上記目的を達成するために、3のLINE公式アカウントを使用し、次の業務を行う。

(1) メッセージ配信

別添「令和3(2021)年度LINEを活用した栃木県出身若年層向け情報発信業務 実施フロー」に従い、月に2回以上、本アカウントの友だち登録者に対してメッセージを配信する。

i. 県又は市・町のUターン促進関連情報（原則毎月10日）

- 県又は市町から送付された配信文案及び画像等を元に、画像等を加工しリッチメッセージを作成し、甲及び情報配信を希望する市・町の確認を経た上で、友だち登録者に対してメッセージを配信する。

ii. 県内民間企業等・イベント等の情報（原則毎月25日）

- iで配信する県や市・町等の行政関連情報に限らず、本県出身若年層のUターン促進に資する情報について広く収集するとともに、当該情報の主体と協議・調整の上、リッチメッセージを作成し、甲及び情報主体の確認を経た上で、友だち登録者に対してメッセージを配信する。
- 配信する情報は、次に掲げるものを基本とし、甲と協議の上決定する。
 - (a) 県内の民間企業・団体等が主催し、本県へのUターン意識の醸成や長期的な関係づくりに資するイベント、催し、キャンペーン等の情報
 - (b) Uターン就職促進に資する企業情報、採用情報等の就職関連情報
 - (c) その他、本県出身若年層のUターンに資すると認められるものとして、甲が認める情報
- LINEの友だち登録、閲覧(開封)促進及びブロックの抑制につながるよう、情報の提供を依頼する民間企業・団体等に対して、メッセージ閲覧者に対するサービス等の提供に係る協力を受けられるよう働きかけを行い、配信する情報と合わせてLINEクーポン等の形式で登録者に提供するよう努めること。

(2) LINE 公式アカウント及び公式ホームページの管理

① LINE 公式アカウント管理

- ・ 甲から貸与された LINE アカウントの管理に必要な ID、パスワードを使用し、アカウントの管理を行うこと。なお、貸与された ID 及びパスワードについて、他者に漏洩することのないよう、厳重に管理すること。
- ・ 登録者数に応じて、ライトプラン以上の料金プランを設定すること。なお、プランの利用料金については、委託料の中から支出すること。
- ・ 委託料の範囲内において、甲と協議のうえ、本 LINE アカウントの魅力向上の観点から必要な事項(リッチメニュー制作、ホーム画面やタイムラインのメンテナンス等)を行うこと。

② 公式ホームページ管理

- ・ 県が所有する本 LINE アカウント公式ホームページ (<https://jimoto-tochigi.net/>) の管理・運営を行うこと。なお、サーバーのレンタルやドメインの管理に要する経費は、委託料の中から支出すること。
- ・ 同ホームページにおいて、(1) で配信した情報のバックナンバーをストック記事として掲載すること。

(3) 友だち登録促進

- ・ 本アカウントへの本県出身若年層の登録を促進するためのリーフレット等を制作すること。なお、リーフレット等は、県内市・町で実施される成人式での配布及び県内高校等卒業生を対象とした配布を行うため、4万部以上を制作すること。
- ・ i のほか、委託金額の範囲内において、LINE 広告への出稿やノベルティ製作等、契約期間を通じた LINE 友だち登録促進を図るために必要な取組みを行うこと。また、取組内容については、契約締結後速やかに甲に協議すること。

(4) 成果報告書の作成及び提出

業務完了後速やかに、LINE の配信結果等を取りまとめた成果報告書を作成し、甲に提出すること。

(5) その他、業務の目的を達成するために必要な全ての業務

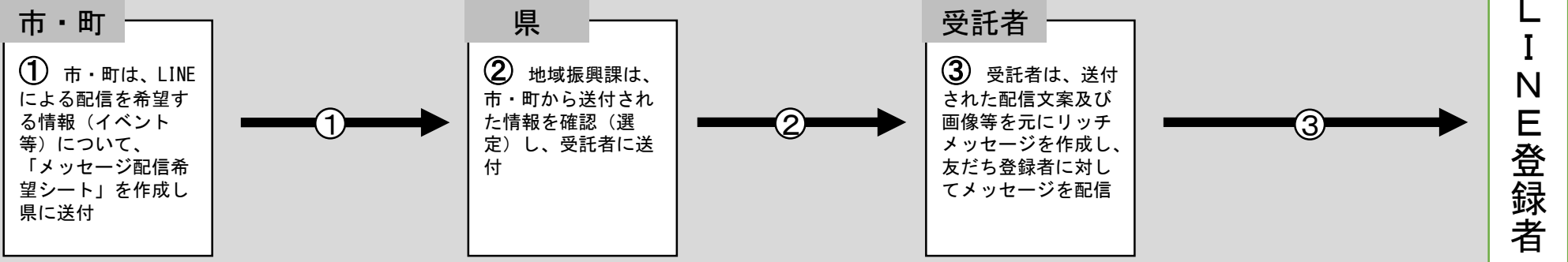
5 委託費の支払い等

- (1) 委託費は、3,593,700 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。
- (2) 委託費の支払いは、事業完了検査後の精算払いとする。

6 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。

1. 県又は市町のUターン促進関連情報等 (原則毎月10日)



2. 県内民間企業・イベント等の情報 (原則毎月25日)

